平成２６年（フ）第４６７号
岡山県玉野市田井４丁目35―８
債務者　白川　浩司
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水落　卓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３４号
北九州市小倉南区上石田３丁目８番６号
債務者　野村　光次
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８５７号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番３―403号
債務者　小寺　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　韓　　検治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９０号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町２丁目74番地の１　アンボヌール102号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津501番地の１　センチュリー加古川粟津116号
債務者　森口　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８４号
高知県南国市前浜295番地１
債務者　松下　延昭
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７７号
高知市横浜東町５番21号、住民票上の住所高知市北新田町11番１号
債務者　森澤　幸司
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　参田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４４号
北九州市若松区本町３丁目９番20号
債務者　廣村　　聡
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７７号
北九州市戸畑区天神２丁目８番32号　福田Ａ．Ｐ．
債務者　原田　安代
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８０号
北九州市八幡西区陣原３丁目８番１号
債務者　千々和順子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１６号
北九州市八幡西区本城３丁目３番３―407号
債務者　濱野かよ子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８６号
大分市錦町２丁目２番５号　コーポＫ101
債務者　首藤　和実
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４８号
函館市山の手３丁目４番14号
債務者　森山　佳子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
三重県伊勢市楠部町78番地２　大山荘102号
債務者　伊藤　寿浩
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
福岡県京都郡苅田町大字与原1642番地60
債務者　阿部　圭志
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
福岡県京都郡苅田町大字与原367番地１　サンリットガーデンＤ105
債務者　阿部美智代
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目32番地７
債務者　緒田　竜也
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
福岡県築上郡築上町大字本庄2041番地
債務者　山口　　明
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係